

独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則第5条第2項第2号及び同条第3項並びに第7条第1項第7号に規定する理事長が特に必要と認めた場合の取扱について

平成15年12月10日独信基(305)平成15年第0639号

最終改正：平成20年 8月19日独信基(301)平成20年第1155号

- 1 独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則（以下「細則」という。）第5条第2項第2号に規定する理事長が特に認めた場合とは、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保証を受けようとする林業者等が、次に掲げる場合において、当初から3年を超える長期運転資金の借入を必要とし、これを認めることによってその経営が維持され、経営の安定・発展に資すると認められる場合をいうものとする。
  - ① その行う事業の生産期間、資金回収期間等の実態から3年を超える資金を必要とする場合
  - ② 景気の変動、その行う事業の規模の拡大等に伴い3年を超える資金を必要とする場合
  - ③ その行う事業の資本構成の是正、資金繰りの安定化等を図るため3年を超える資金を必要とする場合
  - ④ その行う事業が天災、火災等の災害を受けた場合（当該災害の発生した日から6月以内の間に基金に対し保証の依頼をする場合に限る。）
  
- 2 細則第5条第3項に規定する理事長が特に認めた場合とは、信用基金の保証を受けている林業者等（転貸を受けている者を含む。）が、自己の責に帰すべきでない認められる次の事由により、信用基金の保証に係る借入金をその弁済期日までに弁済することが困難になった場合であって、期間を延長することによって事態が改善され、弁済が確実になると見込まれる場合をいうものとする。
  - ① 天災、火災等による被害又は作業遅延
  - ② 事業主、家族、従業員等の死傷病等
  - ③ 取引先の倒産、転貸資金の返済遅延、労務事情の悪化による事業の遅延その他通常予測できない経営上の事由
  
- 3 独立行政法人農林漁業信用基金林業信用保証業務細則第7条第1項第7号に規定する理事長が特に必要と認めた場合及び特に認めた額とは、次に掲げる場合及び額をいうものとする。
  - (1) 協定等に基づき立木や原木をまとめて売買する場合及び新たな事業の開始や事業承継等に当たって一時的な資金が必要となった場合で、安定的な経営を3年以上継続しており、返済が確実と認められる場合（次に掲げる要件をすべて満たすものに限る）  
2,000万円

- ① その保証にかかる借入金の元本の額が月商の2ヶ月以内であること
  - ② 財務上、次のすべてを満たすこと
    - ア 自己資本が実質債務超過になっていないこと
    - イ 融資機関借入金に延滞がないこと
    - ウ 融資機関借入金総額が年商以内であること
    - エ 直近3期連続して営業利益を計上していること
  - ③ 立木や原木の売買、新規事業の内容等資金使途について挙証できる書類の提出があり、その内容が確認できること
  - ④ 素材生産、木材・木製品製造等にかかる運転資金であること
  - ⑤ 3年（細則第5条第2項第2号によって理事長が特に認める場合は5年）以内に返済が見込め、弁済は原則として最長6ヶ月据置の分割弁済によること
- (2) 全国的な販売不振や木材価格の下落等によって、3ヶ月連続（以下「確認期間」という。）で、前年同月との売上げ比が5パーセント以上減少していることが、農林水産省の統計等から確認され、かつ、理事長が別に定める一定期間に限って、保証の引受が必要と判断した場合（次に掲げる要件をすべて満たすものに限る）理事長が別に定める額

- ① その保証にかかる借入金の元本の額が月商の2ヶ月以内であること
- ② 財務上、次のすべてを満たすこと
  - ア 自己資本が実質債務超過になっていないこと
  - イ 融資機関借入に延滞がないこと
  - ウ 融資機関借入総額が年商以内であること
- ③ 確認期間以降において対前年同月比の売上げが10%以上減少した月があること
- ④ 素材生産、木材・木製品製造等にかかる運転資金であること
- ⑤ 3年（細則第5条第2項第2号によって理事長が特に認める場合は5年）以内に返済が見込め、弁済は原則として最長6ヶ月据置の分割弁済によること

附 則

この特例の改正は、平成15年10月1日から実施する。

附 則

この特例の改正は、平成19年11月20日から実施する。

附 則

この特例の改正は、平成20年6月1日から実施する。

附 則

この特例の改正は、平成20年8月19日から実施する。